

## 同一労働同一賃金 ～基本給編～

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

事業主様よりご質問の多い「同一労働同一賃金」について、不定期に解説しています。今月は基本給についてです。2020年4月1日施行(中小企業は2021年4月1日から適用)に向けて、今から準備をしていきましょう。

### ガイドラインを確認しましょう

#### ■基本給

労働者の「能力又は経験に応じて支払うもの」「業績又は成果に応じて支払うもの」「勤続年数に応じて支払うもの」などそれぞれの趣旨・性格に照らして、違いがなければ同一の、違いがあれば違いに応じた支給を行わなければならない。

#### ■昇給

労働者の「勤続による能力の向上」に応じて行うものについては、同一の能力の向上には同一の、違いがあれば違いに応じた昇給を行わなければならない。

### 問題となる例

■正社員Aが契約社員Bより多くの経験を有することを理由として、Aに対し、Bよりも基本給を高く支給しているが、Aのこれまでの経験は現在の業務に関連性がない。

■基本給の一部について、業績又は成果に応じて支給している事業所で、通常の労働者が販売目標を達成した場合に行っている支給を、短時間労働者にも全く同じ目標を設定し、それを達成しない場合には支給を行っていない。(短時間労働者にとっては高い販売目標であるにも関わらず、達成しない場合に支給をしないのは不合理である。)

基本給の決定において勘案される要素に違いがある場合は、職務内容(業務の内容と責任の程度)及び人材活用の仕組みや運用(転勤や、職務の内容・配置の変更の有無や範囲)などの観点から違いを設けている理由を確認し、その違いが不合理ではないことを説明できるように整理しておきましょう。

## 休職・復職者への対応について

先日職員から「うつ病により1ヶ月間労務不能、休養が必要」という診断書を受け取りました。職員が休職する際の注意点があれば教えてください。



①

まずは診断書の内容を確認し、就業規則に休職に関する項目があれば、それに従い休職を開始させましょう。そして本人には、休職期間が最長いつまでなのかを伝えます。

全国健康保険協会では要件を満たせば「傷病手当金」の申請が可能です。休職また復職時の取り扱いについてできる限り本人と直接面談しながら書面で説明し、内容を本人に理解してもらうことが大切です。



②

こころの病気は簡単ではないと聞いています。本人が「もう大丈夫だから復帰したい」と言ってきたら、その通り復帰させていいものなのでしょうか。



③

まずは主治医による「職場復帰可能」という判断が示された診断書を提出してもらいましょう。そして、なるべく産業医または指定の医師の診察も受けてもらいましょう。なぜなら主治医による診断は必ずしも職場で求められる業務遂行能力まで回復しているとの判断とは限らないからです。

そして、復帰後は再発がないか注意を払い、なるべく本人にとってストレスの少ない職場作りをしましょう。



④

今後また別の職員が休職した時に備えて、今からできることがあれば教えてください。



⑤

就業規則の休職と復職についてきちんと定められているか確認しましょう。

#### 【休職について】

- 休職に該当する項目
- 主治医の診断書提出の義務付け
- 休職期間や休職時の取扱い(給与・社会保険等)

#### 【復職について】

- 産業医又は指定医師の診断を受けさせる場合があるとの文言
- 復職可否は事業主が判断するとの文言
- 復職後、同じ又は類似傷病を発症した場合の取扱い
- 復職時の取扱い(職種・勤務・給与等)



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に  
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)  
〒561-8510  
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル  
発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健  
執筆担当者: 岩城 恵美

TEL: 06-6868-1193  
FAX: 06-6862-4662  
Mail: kcr@nkgr.co.jp

作成日: 2019.11.19  
 NK-GROUP

イラスト協力: WANPUG